

議案第百号

三朝町職員の給与に関する条例の一部改正について

次のとおり三朝町職員の給与に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

平成四年十二月二十一日

三朝町長 安 田 真 一 郎

平成四年拾貳月拾四日 原案可決

三朝町議会議長 西村武津美

三朝町条例第 号

三朝町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

三朝町職員の給与に関する条例（昭和二十八年三朝町条例第二十五号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項第二号及び第四号中「十八歳」を「二十二歳」に改める。

第十条の二第一項第一号中「一万千円」を「一万二千円」に改め、同条第二項第一号中「二万千円」を「二万三千円」に、「一万千円」を「一万二千円」に、「一万三千円」を「一万五千円」に、「一万円」を「一万千円」に改める。

第十一条第二項第二号中「六千二百円」を「六千五百円」に、「八千三百円」を「八千九百円」に、「一万四百円」を「一万千三百円」に、「一万二千五百円」を「一万三千七百円」に、「一万四千六百円」を「一万六千七百円」に、「一万六千七百円」を「一万八千五百円」に、「一万八千八百円」を「二万九百円」に改める。

第十七条第一項中「二千九百円」を「三千二百円」に、「四千三百五十円」を「四千八百円」に、「一万四千円」を「一万五千元」に改める。

第二十一条第三項中「五十四万千円」を「五十五万七千円」に改める。

別表第一を次のように改める。

別表第一

(イ) 行政職給料表(第三条関係)

職務の級 号	1 級 給料月額	2 級 給料月額	3 級 給料月額	4 級 給料月額	5 級 給料月額	6 級 給料月額	7 級 給料月額	8 級 給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円
1			175,300	205,000	221,700	240,900	259,200	279,500
2	127,800	161,400	181,200	212,800	230,000	249,400	268,000	288,900
3	131,900	167,800	187,300	220,700	238,500	257,900	277,100	298,500
4	136,200	174,600	193,600	229,000	246,700	266,500	286,200	308,500
5	141,000	180,100	200,300	237,400	254,800	275,200	295,500	318,600
6	146,600	184,700	207,800	245,600	262,900	283,900	304,900	328,600
7	152,300	189,300	215,000	253,500	271,100	292,700	314,600	338,700
8	157,900	193,800	222,100	261,400	279,200	301,900	324,300	348,800
9	162,100	198,000	228,200	269,200	287,300	311,100	334,100	358,800
10	165,400	202,200	234,200	277,000	295,400	320,700	343,900	368,800
11	168,200	206,500	240,100	284,700	303,500	330,500	353,600	378,800
12	170,800	210,700	245,800	292,300	311,400	340,200	362,900	388,800
13	173,300	214,900	251,300	299,700	319,300	349,900	371,900	398,600
14	175,400	218,200	256,500	307,100	327,000	359,200	379,900	408,100
15	177,500	221,300	261,500	313,800	333,300	367,700	387,000	415,800
16	179,100	224,400	266,400	320,200	339,100	374,500	393,400	423,000
17		227,400	270,900	324,900	344,400	381,000	399,000	427,800
18		230,200	274,800	329,000	348,800	385,600	403,900	432,400
19		232,200	278,400	333,100	352,900	390,100	408,500	436,800
20			281,300	336,100	356,700	394,500	412,900	440,700
21			284,100	339,000	360,000	398,900	416,800	444,500
22			286,800	341,800	363,300	403,000	420,500	
23			289,500	344,800	366,700	406,700		
24			292,000	347,900	370,000	410,300		
25			294,500	350,800	372,800			
26			296,900	353,600	375,600			
27			299,300	356,000				
28			301,700	358,400				
29			304,100					
30			306,400					
31			308,600					
32			310,800					

(ロ) 医療職給料表 (第三条関係)

職務の級 号 給	1 級	2 級
	給料月額	給料月額
1	278,000 <sup>円</sup>	314,600 <sup>円</sup>
2	289,500	326,200
3	301,000	338,100
4	312,500	350,000
5	324,000	361,900
6	335,800	373,800
7	347,600	386,000
8	359,500	398,600
9	371,400	410,800
10	383,500	423,000
11	394,400	435,000
12	404,700	446,600
13	414,800	458,100
14	424,600	469,400
15	434,400	480,600
16	444,000	491,600
17	453,600	502,200
18	463,200	512,700
19	470,800	523,000
20	478,000	531,100
21	484,500	538,900
22	489,200	544,300
23	493,900	549,600
24	498,400	562,100
25	502,800	571,500
26	506,500	580,200
27		587,200
28		592,400
29		597,200

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第十七条第一項の改正規定は、平成五年一月一日

から施行する。

2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定を除く。附則第四項及び第十項において同じ。）による改正後の三朝町職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成四年四月一日から適用する。

（最高号給等の切替え等）

3 平成四年四月一日（以下「切替日」という。）の前日において職務の級における最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、規則で定める。

（切替期間における異動者の号給等）

4 切替日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間（以下「切替期間」という。）において、この条例による改正前の三朝町職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、町長の定める職員の、改正後の条例の規定による当該適用の日又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、町長の定めるところによる。

（切替日前の異動者の号給等の調整）

5 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び町長の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、町長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(職員が受けていた号給等の基礎)

6 前三項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の条例及びこれに基づく町規則の規定に従って定められたものでなければならぬ。

(扶養手当に関する経過措置)

7 次の各号の一に該当する者は、速やかにその旨(第一号に該当する者にあつてはその者が職員となつた日において、第二号に該当する者にあつては切替日において、第三号に該当する者にあつてはその者が同号に該当する者となつた日において、これらの者に配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)がなく、かつ、改正前の条例第九条第二項第二号から第五号までの扶養親族がなかったときは、配偶者がなかった旨を含む。)を任命権者に届け出なければならぬ。この場合において、当該届出に係る事実については、改正後の条例第十条第一項の規定は、適用しない。

一 切替期間において新たに職員となった者であつて、その者が職員となった日に、昭和四十九年四月一日以前に生まれた者で改正後の条例第九条第二項第二号又は第四号の扶養親族たる要件を具備するもの（以下「新規扶養親族たる子等」という。）を有していたもの

二 切替日において、その前日から引き続き、新規扶養親族たる子等がある職員であつた者

三 切替期間において、新たな新規扶養親族たる子等を有するに至つた職員であつた者

四 切替期間において、新規扶養親族たる子等でその要件を欠くに至つたものがある職員であつた者

五 配偶者（改正前の条例第十条第一項の規定による届出がされた扶養親族たる配偶者を除く。）があつた職員であつて、切替期間において配偶者がいない職員となつたものであつた者（その配偶者がいない職員となつた日に改正前の条例第九条第二項第二号から第五号までの扶養親族がなく、かつ、その日の前日から引き続き新規扶養親族たる子等を有していた者に限る。）

六 配偶者がなかつた職員であつて、切替期間において扶養親族でない配偶者を有するに至つたものであつた者（その配偶者を有するに至つた日に改正前の条例第九条第二項第二号から第五号までの扶養親族がなく、かつ、その日の前日から引き続き新規扶養親族たる子等を有していた者に限る。）

8 前項の規定による届出を行った者に対する改正後の条例第十条第二項及び第三項の規定の適用に

ついでには、同条第二項中「同項の規定による届出に」とあるのは、「同項又は三朝町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成四年三朝町条例第 号。以下「改正条例」という。）附則第七項の規定による届出に」と、「同項第二号」とあるのは、「前項第二号」と、「届出が、これに係る事実の生じた日から十五日を経過した後にされたときは、その」とあるのは「届出が、これに係る事実の生じた日から十五日を経過した後に変更されたとき、又は改正条例附則第七項の規定による届出が改正条例（第十七条第一項の改正規定を除く。）の施行の日から三十日を経過した後にされたときは、それぞれその」とし、同条第三項中「扶養親族で同項」とあるのは「扶養親族で同項又は改正条例附則第七項」と、「同項第二号」とあるのは「第一項第二号」と、「（扶養親族たる子、父母等で同項」とあるのは「（扶養親族たる子、父母等で同項又は改正条例附則第七項」と、「のうち扶養親族たる子、父母等で同項」とあるのは「のうち扶養親族たる子、父母等で第一項又は改正条例附則第七項」とする。

9 職員に次の各号の一に該当する事実が生じた場合に関する改正後の条例第十条第二項ただし書（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同条第二項ただし書中「これに係る事実の生じた日から十五日」とあるのは「三朝町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成四年三朝町条例第 号。第十七条第一項の改正規定を除く。）の施行の日から三十日」とする。

- 一 施行日から十五日以内に新たに職員となった者に新規扶養親族たる子等がある場合
- 二 施行日から十五日以内に新たに新規扶養親族たる子等を有するに至った場合
- 三 施行日から十五日以内に配偶者（三朝町職員の給与に関する条例第十条第一項の規定による届出がされた扶養親族たる配偶者を除く。）がある職員が配偶者がいない職員となった場合（その配偶者が不在職員となった日に改正前の条例第九条第二項第二号から第五号までの扶養親族がなく、かつ、その日の前日から引き続き新規扶養親族たる子等を有していた場合に限る。）

（住居手当に関する経過措置）

10 切替期間において、改正前の条例第十条の二の規定による住居手当（以下「改正前の手当」という。）を支給されていた期間のうちに、改正後の条例第十条の二の規定による住居手当（以下「改正後の手当」という。）を支給されないこととなる期間又は改正後の手当の額が改正前の手当の額に達しないこととなる期間がある職員のそれぞれその支給されないこととなる期間又は達しないこととなる期間の住居手当については、改正後の条例第十条の二の規定にかかわらず、なお従前の例による。この条例の施行の際改正前の条例第十条の二の規定により施行日を含む引き続いた期間の住居手当を支給することとされていた職員のうち、改正後の手当の額が改正前の手当の額に達しないこととなる職員の施行日から平成五年三月三十一日（同日前に規則で定める事由が生じた職員にあっては、規則で定める日）までの間の住居手当についても、同様とする。

(給与の内払)

11 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

12 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。